

令和 8 年 1 月 13 日

菅沢地区地籍調査事業にかかる筆界案作成について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行った菅沢地区において、地籍調査作業規定準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告します。

記

1. 地籍調査作業規定準則第 30 条第 4 項に基づき筆界案を作成した土地の所在・地番

- ・鳥取県日野郡日南町菅沢 876 番地
- ・鳥取県日野郡日南町菅沢 877 番地

2. 公告期間

令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 2 月 3 日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

3. 筆界案を確認できる場所

日南町役場 建設課（日野郡日南町霞 800）

4. 筆界案を確認することができるもの

筆界案を作成した土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの者の代理人

5. 筆界案の作成者

日南町

6. 当該土地の所有者が上記の閲覧期間内に申し出た場合は、改めて当該土地の調査を実施するものとし、閲覧期間内に申し出がなかった場合、または閲覧し調査成果に異議がなかった場合は、準則 30 条 4 項の規定により筆界の調査を行う。

令和 8 年 1 月 13 日

日南町長 中村 英明

